

駐車場使用にあたっての注意事項

滑川市営駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)等の規定に基づき、次の注意事項を遵守して使用願います。

1. 駐車にあたっての注意 (第6条別表第1、第8条及び第9条関係)

- (1) 駐車場を使用できる車は、普通自動車(大きさは長さ5.0m以下、幅1.9m以下のものに限る)、小型自動車及び軽自動車とし、原則として1台とする。
- (2) 発火性、又は引火性の物品を積載していないこと。
- (3) 他の自動車に支障となる荷物、又は、動物を積載していないこと。
- (4) 他の自動車の駐車を妨げないこと。
- (5) 駐車場の施設を汚損しないこと。
- (6) その他の駐車場管理に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 駐車場の除雪は、使用者各自で行うこと。

2. 損害賠償について (第10条関係)

- (1) 使用者は、駐車場施設を毀損し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (2) 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは、使用者がその責任を負うこと。
- (3) 天災、火災、盗難その他一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団の責に帰さない事由により使用者が被った損害に対しては、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団は、一切その責を負わないものとする。

3. 使用料金について (第7条第2項別表第2関係)

- (1) 使用料は、条例第7条別表第2項に定めるとおりとする。なお、使用許可期間中において条例が改正された場合は、改正後の使用料を徴収する。
- (2) 使用料は、1台につき1箇月当り **3,850**円とする。ただし、1箇月に満たないときは、1箇月とする。
- (3) 使用料金の納入方法については、原則として口座振替により納入すること。
- (4) 申込みのあった月における使用料金については、使用の日の前日までに納入するものとし、翌月以降分の使用料金については、使用の月の前日までに口座振替により納入すること。
- (5) 使用料金を納期限から2箇月滞納されたときは、駐車場使用許可を取消すものとする。

4. 使用期間について

市営駐車場使用期間については、使用許可の日からその属する年度の末日までとする。期間満了日までに、当事者の一方から相手方に解約の申し入れがない場合は、1年間さらに延長するものとし、以後も同様とする。ただし、自動更新の延長は、令和12年3月31日までを限度とする。